

## 平成 27 年分確定申告(所得税及び復興特別所得税)についての基本事項をまとめてみました

### ○確定申告書の受付

所得税の確定申告書の提出期間は、平成 27 年 2 月 16 日(火)から同年 3 月 15 日(火)です。ただし税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常税務署の相談や申告書の受付は行っておりません。

また医療費控除などの還付申告については、2 月 16 日より前でも受付をしています。

### ○確定申告書の提出

所得税の確定申告書の提出は、下記の方法で行うことができます。

- ・ 住所地等の所轄の税務署の受付に持参する(印鑑を忘れないようにしましょう)
- ・ 郵便により住所地等の所轄の税務署に送付する(3 月 15 日付の消印までが期日内申告となります)
- ・ e-Tax(電子申告)で申告する(事前の準備が必要になります)

### ○税金の納付

確定申告書の提出により税額が発生した場合には、次のいずれかの方法で税金の納付をすることになります。

- ・ 税務署で納付書をもってご自身で金額等を記入し、税務署または金融機関等で納付する
- ・ 個人事業者の場合は「振替納税手続」をして、指定した金融機関の預貯金口座から振替引落で納税する
- ・ インターネット等を利用してダイレクト納付を行う  
※ 還付申告の場合は、還付額の振込先の記入を忘れないようにしましょう

税金の法定納付期限は確定申告書の提出期限と同じで下記のとおりになります。

- ・ 所得税及び復興特別所得税・・・平成 28 年 3 月 15 日(火)〈振替納税は平成 28 年 4 月 20 日(水)〉
- ・ 消費税及び地方消費税・・・平成 28 年 3 月 31 日(木)〈振替納税は平成 28 年 4 月 25 日(月)〉
- ・ 贈与税・・・平成 28 年 3 月 15 日(火)

### ○確定申告をする必要がある人とは

#### ◆給与所得がある方

給与所得がある方は会社の年末調整により税金の精算がされますので、確定申告の必要はありませんが、次の場合には確定申告を行う必要があります。

- ・ 給与の収入金額が 2,000 万円を超える人(年末調整による精算ができないため)
- ・ 給与を 1 か所から受けていて、給与・退職所得以外の所得の合計額が 20 万円を超える人

- ・給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与・退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える人
- ・同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子、貸店舗などの賃料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた人

#### ◆公的年金等に係る雑所得のみがある方

公的年金等に係る雑所得の金額から公的年金控除と所得控除を差し引いた結果、残額がある方は、確定申告が必要です。ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下である場合には、所得税確定申告を行う必要はありません。

#### ◆上記以外の方

各種の所得の合計額から所得控除を差し引き、その金額に所得税の税率を乗じて計算した所得税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告が必要です。

(土地建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得等一定の所得に係る税額については、他の所得金額と合計せず、分離して計算を行います)

[注1] 確定申告の必要がない場合であっても、所得税の還付申告を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります

[注2] 所得税の還付申告を受けるときは、給与所得者で給与・退職所得以外の所得がありその金額が20万円以下の場合でも、その所得を含めて申告しなければなりません

[注3] 確定申告書を提出した方は、税務署から市役所に確定申告書等のデータが送信されますので、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません

[注4] 公的年金等受給者で確定申告を要しない場合であっても、所得控除未済分について住民税の申告をすることにより、課税所得が減額される場合もありますので、各市町村に確認の上住民税の申告を行ってください

#### ○還付申告の期限

確定申告の必要のない方の還付申告は、還付申告をする年分の翌年1月1日から5年間行うことができます。したがって、これまでに申告をしていなかった場合、平成23年分については平成28年12月31日まで申告をすることができます。同様に平成27年分については、平成32年12月31日まで申告が可能になります。

#### ○申告が間違っていた場合

確定申告をした後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いたときは、法定申告期限内であれば、その2以上提出された申告書のうち最後に提出された申告書を、その人の申告書として

取り扱うことになっていきますので、正しい計算に基づいて作成した新たな確定申告書を提出すれば大丈夫です。 法定期限申告後に計算誤りに気付いた場合、税額を実際より少なく申告していたときは、修正申告書（申告書B第一表と第五表）を税務署に提出しなければなりません。また税額を実際より多く申告していたときは、更正の請求書を提出して納め過ぎた税金の還付を受けることができます。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内（※）です。また修正申告書を提出することにより、過少申告加算税や延滞税がかかることがありますので、誤りに気付いた場合はできるだけ早く修正の申告を行いましょう。

※平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する所得税については、更生の請求の請求期限は法定申告期限から1年となります。

参考 税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、更生決定を受けたりすると、新たに納めることになった税額のほかに、その税額の10%（税額によって15%）の過少申告加算税又は35%（税額によっては40%）の重加算税がかかります。

平成27年1月1日から平成28年12月31日中の延滞税の割合は次のとおりです

- 納期限の翌日から2月を経過する日までの期間・・・年2.8%
- 納期限の翌日から2月を経過した日以降の期間・・・年9.1%

小松原多津子税理士事務所

それでは確定申告期によくある質問や事例について見てみましょう。

◆ 副収入があったが少額なので確定申告をしなかった

→ サラリーマンの人で給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が 20 万円を超える人は確定申告をしなければなりません。所得の金額の計算方法は各所得により異なりますが、基本的には「収入－必要経費」で計算されることとなります（ただしこの制度は所得税の話で住民税については市区町村に申告をする必要があります）

◆ 副収入を申告したら会社に副業がわかってしまった

→ サラリーマンで副業としてアルバイトをしている場合は、その収入が本業と合算され住民税の通知が特別徴収として本業の会社に通知されますので、副業の存在がわかってしまうこととなります。ただしその副業が給与所得以外の場合、確定申告書の第二表にある「住民税・事業税に関する事項」の欄で「自分で納付」を選択すれば、その副業分についての住民税は個人に通知されますので、副業の存在が本業の会社にわかってしまう可能性は少ないと言えるでしょう

◆ パートをしている妻が申告をしていなかった

→ 給与所得者の方はその雇用先の会社が年末調整を行うことによりその所得の精算が行われ、会社から市区町村への給与支払報告書の提出によって住民税の額も決定することとなります。ただし小規模な会社の中にはその処理がされていないケースもあります。パートの配偶者の方の給与収入が 103 万円を超えると本人に所得税が、98 万円を超えると本人に住民税がかかります。夫が妻を配偶者控除の対象としている場合には、妻の年収によりその控除が段階的に減少することがあります。妻の給与が 103 万円を超えているのに、夫側で妻を配偶者控除の対象として年末調整を行っていた場合、数年経過した後税務署から夫の勤務している会社に「扶養是正の確認」として照会が入ることもありますので、もしそうであれば自主的に確定申告をすることをお勧めします

◆ 医療費が 10 万円を超えたので確定申告をしようと思った

→ 実際に支払った医療費の額から補てんされる分を差し引いた金額が 1 年間で 10 万円を超えるときは、医療費控除として確定申告ができます。（ただし本人の総所得金額が 200 万円以下のときは 10 万円ではなく、その 5%を超えた金額となります）注意したいのは確定申告をするときは、本来申告の義務のない給与所得以外の 20 万円以下の副収入の部分も申告をしなければいけないということです。その場合還付を受けるつもりが所得税が納税になってしまう可能性もあります

◆ 個人事業の方で融資が受けられなかった

→ 税金は少ない方がいいという気持ちから、所得をできるだけ下げて申告をする個人事業主の方がいらっしゃいます。しかし「その年の所得＝事業主の生活費」となりますので、その所得が少ないと銀行からの融資は受けにくくなります。これは事業資金でも住宅ローンでも同じです。将来融資を受ける計画があるのであれば、収入を増やして適切に税金を納める事業体質に改善していくことをお勧めします

◆ 雑所得を事業所得として申告した

→ 数年前にサラリーマンで大幅な赤字が出た副業を事業所得として申告し、給与所得と損益通算するケースが多く見受けられました。そのことを重く見た国税庁は副業が事業所得と認められるための基準をいくつか設け、過度な節税が行われていないか注意の目をひかせています。具体的に副業が事業所得として認められるためには、「安定した収入が得られること」「相当期間継続をして行っていること」「人的・物的設備等が整っていること」などの要件を事業実態として税務署に対して示さなければいけません

◆ 青色申告の届出を出していなかった

→ 確定申告の時期になって「昨年の事業経費として家族に給与を出そう」と考えておられる方がいらっしゃいます。個人事業をされている場合、基本的には事業主本人やその親族に給与を出すことは認められていません。ただし白色申告の場合は白色専従者控除として必要経費に認められる部分があり、青色申告の場合は事前に税務署に届出をすることにより、家族に支給する給与を青色専従者給与として必要経費にすることができます。青色申告の申請手続きの期限は、青色申告を受けようとする年の3月15日まで(新規に開業をした場合は事業開始から2ヵ月以内)となっており、その期限を過ぎてしまうとその年は白色申告で確定申告を行うこととなります

◆ 申告の期限を過ぎて確定申告を行った

→ 個人の確定申告書の提出期限は3月15日です。この日を過ぎて申告書を提出すると支払う税金に延滞税がつくことがあります。また青色申告の方は青色申告特別控除額が使えなかったり、青色申告そのものが取り消される可能性もあります。申告期限内に余裕をもって申告をしましょう